

## 再資源化解体計画の承認に係るガイダンス

### 1 概要

2025年6月26日以降、特定船舶（総トン数500トン以上の船舶）の再資源化解体を行おうとする者（特定船舶再資源化解体施設）は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（法律）の第十条の規定に基づき、再資源化解体を行う施設ごとに、主務大臣（厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣）の許可を受ける必要があります。また、特定船舶を解体する際には、法律第十八条に基づく再資源化解体計画の承認の取得をはじめとして、各種手続きが必要となります。

本文書は、特定船舶を解体する際の一連の手続きについて具体的かつ明確に示すことによって、特定船舶再資源化解体施設が制度を正しく理解し、もって制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

### 2 手続きの種類

特定船舶の解体する際には、解体する船舶毎に以下の申請手続きが必要となります。

- ① 再資源化解体計画の承認（法律第18条関係）
- ② 再資源化解体の開始の報告（法律第29条関係）
- ③ 再資源化解体の完了の報告（法律第29条関係）

### 3 申請先

申請先は主務大臣（厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣）となりますが、実務的な宛先は、国土交通省海事局海洋・環境政策課となります。

国土交通省海事局海洋・環境政策課が申請を受領した後、厚生労働省及び環境省に送付いたしますので、厚生労働省及び環境省に対して、直接申請していただく必要はありません。

### 4 ①再資源化解体計画の承認に関する手続き

以下の①～⑥に記載する書類を提出してください（正本3部）。

- ① 再資源化解体計画の承認申請書（第九号様式）
- ② 再資源化解体計画（第十号様式）

再資源化解体計画（第十号様式）については別添の再資源化解体計画の雛形を参照

- ③ 特定船舶再資源化解体施設の許可証の写し
- ④ 特定船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

例) 船舶国籍証書の写し、登録事項証明書

⑤ 特定船舶の構造を示す図面

例) 一般配置図及び構造配置図 (コンストラクションプロファイル)

⑥ 手数料

下記手数料分の収入印紙を手数料納付書 (第十五号様式) に添付いただき、納付いただきますようお願いいたします。

紙媒体による申請の場合 : 171,600 円

電子申請の場合 : 171,400 円

**5 ②再資源化解体の開始の報告に関する手続き**

特定船舶を譲り受けた後、再資源化解体の開始を行う前に、第十二号様式による報告を行ってください (正本3部)。

**6 ③再資源化解体計画の完了の報告に関する手続き**

特定船舶の再資源化解体を完了した日から二週間以内に、第十三号様式による報告を行ってください (正本3部)。